

議事日程第 18 号

平成 28 年(2016年)招集大阪狭山市議会定例会 12 月定例会議会議事日程
平成 28 年(2016年)11 月 30 日午前 9 時 30 分開議
議会期間(平成 28 年 11 月 30 日から 12 月 21 日まで 22 日間)

日程第 1	発議第 20 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3	議案第 70 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 4	議案第 71 号	大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 72 号	職員の退職手当に関する条例並びに大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 73 号	大阪狭山市農業委員会の委員の定数条例について
日程第 7	議案第 74 号	大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 75 号	大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 76 号	平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 6 号)について
日程第 10	議案第 77 号	平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 7 号)について
日程第 11	議案第 78 号	平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)について
日程第 12	議案第 79 号	平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 2 号)について
日程第 13	議案第 80 号	平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

- 日程第 1 4 請願第 7 号 「子どもの医療費助成」を 1 8 歳まで拡充を求める
請願について
- 日程第 1 5 陳情第 2 号 大鳥池への太陽光発電パネル設置の中止を要望する
陳情について
- 日程第 1 6 要望第 2 号 公立高校入試を不公平なものにする中学校「チャレ
ンジテスト」へ参加せず、実施の廃止・撤回を、大
阪府教育庁に求める要請に関する要望について

発議第20号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市議会議長 片岡由利子

記

1 番 上 谷 元 忠
15 番 北 村 栄 司

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市半田三丁目1657番地

氏 名 宮 崎 加代子

昭和25年10月10日生

議案第70号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台四丁目4番1号

氏 名 加 藤 慶 子

昭和21年11月30日生

議案第71号

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪狭山市事務分掌条例（昭和53年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「室及び」を削り、「政策調整室」を「政策推進部」に、「保健福祉部」を「健康福祉部」に、「市民部」を「市民生活部」に改め、同条第2項中「グリーン水素シティ事業推進室」を「グリーン水素シティ事業推進室
防災・防犯推進室」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「室及び」を削り、同条政策調整室の項中「政策調整室」を「政策推進部」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 広報及び魅力発信に関すること。

第3条政策推進部の項中第6号から第8号までを削り、同条総務部の項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(8) 市税に関すること。

(9) 債権管理の総括に関すること。

第3条保健福祉部の項中「保健福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(6) 医療に関すること。

第3条市民部の項中「市民部」を「市民生活部」に改め、第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 広聴及び市民相談に関すること。

(4) 同和問題及び人権啓発に関すること。

(5) 平和事業に関すること。

(6) 市民参加及び市民協働に関すること。

第3条市民生活部の項中第12号を第14号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 文化及び生涯学習の振興に関すること。

(8) 自治振興に関すること。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(防災・防犯推進室の事務分掌)

第3条 防災・防犯推進室の分掌事務は、危機管理、防災及び防犯に関することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大阪狭山市議会委員会条例の一部改正)

2 大阪狭山市議会委員会条例(昭和29年大阪狭山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「グリーン水素シティ事業推進室」の次に「、防災・防犯推進室」を加え、「政策調整室」を「政策推進部」に改め、「、市民部(市税に関する事項に限る。)」を削り、同項第2号中「保健福祉部、市民部(市税に関する事項を除く。)」を「健康福祉部、市民生活部」に改める。

(大阪狭山市総合計画審議会条例の一部改正)

3 大阪狭山市総合計画審議会条例(昭和55年大阪狭山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「政策調整室」を「政策推進部」に改める。

(大阪狭山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

4 大阪狭山市特別職報酬等審議会条例(昭和42年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条中「政策調整室」を「政策推進部」に改める。

(大阪狭山市障害者施策推進協議会条例の一部改正)

5 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例(平成9年大阪狭山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(大阪狭山市住居表示審議会条例の一部改正)

6 大阪狭山市住居表示審議会条例（昭和42年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部」を「市民生活部」に改める。

（大阪狭山市商工業審議会条例の一部改正）

7 大阪狭山市商工業審議会条例（昭和54年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民部」を「市民生活部」に改める。

（大阪狭山市消費生活審議会条例の一部改正）

8 大阪狭山市消費生活審議会条例（昭和54年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民部」を「市民生活部」に改める。

（大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正）

9 大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「室又は」を削る。

議案第72号

職員の退職手当に関する条例並びに大阪狭山市
水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例につい
て

職員の退職手当に関する条例並びに大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の退職手当に関する条例並びに大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の
給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和 4 4 年大阪狭山市条例第 1 6 号) の一部
を次のように改正する。

第 1 0 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を
同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年
齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 3 7 条の 4 第 3 項前段」を「第 3 7 条の 4
第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団
体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険
者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 1 1 項中「又は広域求職活動費」を「又
は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

求職活動に伴い雇用保険法第 5 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為を
する者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 1 0 条第 1 5 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当
の支給を受けることができる者 (第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を
受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を
経過していないものを含む。) 及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に
改める。

(大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部改正)

第 2 条 大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
(昭和 4 1 年大阪狭山市条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を
同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年
齢被保険者」に改め、同条第 8 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援
費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法 (昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号) 第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 2 8 年法律第 1 7 号) 第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例 (以下次項から第 5 項までにおいて「新条例」という。) 第 1 0 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間 (雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成 2 8 年法律第 1 7 号) の施行の日 (以下この項において「雇用保険法改正法施行日」という。) 前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間) 」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数 (雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数 (退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零) 」とする。

3 新条例第 1 0 条第 1 1 項 (第 6 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。) の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に同号に規定する行為 (当該行為に関し、第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例 (以下この項及び第 5 項において「旧条例」という。) 第 1 0 条第 1 1 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。) をしたもの (施行日前 1 年以内に旧条例第 1 0 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第 1 0 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。) について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の

支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第2条の規定による改正後の大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条第8項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職職員（退職した大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法第59条第1項各号に規定する行為（当該行為について、第2条の規定による改正前の大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条第8項の規定による広域就職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第73号

大阪狭山市農業委員会の委員の定数条例について

大阪狭山市農業委員会の委員の定数条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市農業委員会の委員の定数条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、大阪狭山市農業委員会の委員の定数は、17人とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後新たに任命される委員から適用する。
（大阪狭山市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）
- 2 大阪狭山市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年大阪狭山市条例第41号）は、廃止する。

議案第74号

大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙に
おける選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公
営に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年大阪狭山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号ロ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年大阪狭山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成

の公営に関する条例の規定並びに第3条の規定による改正後の大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第75号

大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する条例

大阪狭山市放課後児童会条例（平成10年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「申請」を「申込み」に、「許可」を「承認」に改め、同条中「申請し」を「申し込み」に、「許可」を「承認」に改める。

第5条の見出し中「不許可」を「不承認」に、同条中「許可」を「承認」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第6号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 77 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第 7 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 7 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)11 月 30 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第78号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第79号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 80 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会
計補正予算(第 1 号)について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 24 条第 2 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)11 月 30 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

2016年11月21日

大阪狭山市議会議長
片岡 由利子様

新日本婦人の会大阪狭山支部
支部長 石井 淳子
大阪狭山市金剛 2-2-19

紹介議員

薦 田 育 子
松 尾 巧

「子どもの医療費助成」を18歳まで拡充を求める請願書

(要望趣旨)

大阪狭山市の「こども医療費の助成制度」は、入院助成は中学校卒業まで、通院は2015年4月より中学校卒業までと拡充され、子育て世代の保護者から大変喜ばれています。

しかし、全国的にも大阪でも2016年7月現在、寝屋川市や豊能町、田尻町が18歳までの助成を実施、ほかの自治体でも拡充する動きや、運動が広がっています。

大阪狭山市は以前から「子育てするなら大阪狭山市で」を合言葉に子育て支援に力を入れています。ますますの充実を願い次の事を請願いたします。

(請願項目)

- 1、大阪狭山市の「子ども医療費助成」を通院・入院ともに18歳までに拡充してください。



陳情書

大阪狭山市議会
議長 片岡由利子 様

平成28年10月20日

大阪狭山市東池尻5丁目1462-32
荒谷 恵介

大鳥池への太陽光発電パネル設置の中止を要望

9月1日に太陽光パネルが大鳥池に浮いているのを発見し、「グリーン水素シティ推進室」に問い合わせたところ、関係する住民に対する説明会の案内書を配布し承諾を得ていると答えて帰ってきました。

しかし、詳しく聞くと説明案内書を配布する範囲をマーキングした地図を東池尻の地区長から渡され、その中だけ説明案内書を配布するように言われたそうです。

グリーン水素シティ推進室では何も考えずに言われるままに配布したそうです。

私たち家の前に太陽光パネルが設置される住民には設置前の説明を避け、反対を恐れて行わず、設置が始まってしまえば諦めて反対の声が上がらないのではと考えるの行動とと思っています。

「嘆願書」には説明会を終わるまで工事を中止することと記載し、何回も中止を申し入れています、無視して工事を続け、出来上がってしまえば大阪狭山市の勝ちと思っているのでしょうか。

結果、直接関係する住民には説明案内書の配布はなく、説明会への出席を拒まれた形になり、関係する住民が出席することなく、直接影響のない住民により承諾されたことになりました。

9月2日から朝6時ごろ出勤する時、太陽光の反射が強く目に入り眩しくて目を開けていられない状況です。

(太陽光パネル設置中止要望の理由)

- ① 大鳥池の西側は通学・通勤路となっており自動車や自転車が多く通行しています。もし太陽光が目に入ることによって事故が発生すること考えられます。
- ② 太陽光パネル設置のが9268枚あり、熱の発生及び風向きによっては熱風が住宅に押し寄せると考えます。太陽光からの反射熱もありかなりの熱風と思われる。
老人や介護家庭の人たちは「夏場、いまでも冷房代を節約しているのに、私達は熱中症で早く死ねと言わんばかりに思える。このような仕打ちを大阪狭山市はなぜするのか」と言っています。
又、大鳥池周辺には赤ちゃん～小学生までたくさんの子供達が生活しています。
太陽光パネルによる健康被害・事故が起きないか住民は不安になっています。
- ③ 大鳥池は渡り鳥などの野鳥が多く生息しています。(景観などを含め環境破壊に繋がります)

(住民の声)

- 1、なぜ大鳥池なのか、大阪狭山市の代表的なため池、狭山池に設置しないのか。
- 2、計画書がなぜ出てこないのか。
- 3、だれの責任で行われているのか。
- 4、設置費用の資金や流れについての話がない。
- 5、自然災害などがあった場合の責任はどうなっているのか。

我々住民は知る権利があり、それを判断する権利もあります。なぜ我々の権利を奪うのか各党派、市議会議員の皆さんにも視聴してもらい、現状を聞いてもらいましたが、このようなやり方で無理やりな太陽光パネルの設置には白紙撤回を要求します。

(説明会で)

説明会の案内書は私が作成し、関係住民及び各党派の市議会議員様に配布しましたが、会場には知らない人が参加していて、議事進行の中で発言を許しており、後日大阪狭山市に誰が、なぜ呼んだのか質問したが、調べてみたが分かりませんとのことでした。

名前についても個人情報で言えませんかとのことでした。

なぜ、説明会でこのようなことが起こるのか疑問です。

52名の署名有



以上

新日本婦人の会大阪狭山支部
支部長 石井淳子
大阪狭山市金剛 2-2-19

**公立高校入試を不公平なものにする中学校「チャレンジテスト」へ参加せず、
実施の廃止・撤回を、大阪府教育庁に求める要請書**

大阪府教育庁は、今年の1月に中学1・2年生「チャレンジテスト」を本格実施し、6月には中学3年生「チャレンジテスト」が本格実施されました。実施の目的を、高校入試の内申書評定の「公平性を担保」するためとしています。これを内申書評定に反映させることにより、府内中学校の教育評定を全く否定し、高校入試を歪めるものだということが、この間の試行実施を通じて明らかになりました。

(1) 中学3年「チャレンジテスト」の結果で各中学校が格差づけされ、不公平な入試になります。

中学3年生では、6月23日に実施されたテストの結果を用い、各中学校の調査書評定平均が決定され、評定平均の高い学校は高い評定が多く出るように、低い学校は低い評定が多く出るようになります。このように、通っている中学校によって頑張った生徒が高い評定をもらいにくくなるなど、高校入試がきわめて不公平になります。

(2) 高校入試における内申書の意味がなくなります。

中学1・2年生の調査書の評定は、たった1回のチャレンジテストで評定の変更が余儀なくされます。これでは、各学校が責任をもって日常の学習成果をもとにつけた絶対評価の評定が否定され、子ども・保護者に説明できなくなります。この間、府教委は生徒の学習意欲を高め、個人の努力が反映されるように、絶対評価の徹底を入試の調査書にも導入しましたが、府教委自らこれを全く否定することとなります。さらに、生徒の学校における日常の努力や定期テストの結果が反映されないのであれば、調査書の意味がなくなります。

(3) 子どもたちを中学1年から高校入試にかりたて、中学校教育を大きくゆがめることになります。

チャレンジテストによって実質上、調査書の評定が決定されることになれば、チャレンジテストが入試と同様の重みをもつことになり、入試が前倒しされることとなります。人間形成の場である学校が、これでは、テスト中心の学校となり、子どもたちを中学1年から過度の競争に駆り立て、本来あるべき中学校教育の姿が大きくゆがめられます。

1人ひとりの子どもの教育に直接責任を負い、その成長と発達をしっかりと把握しているのは、各中学校の教職員です。そのため、教育課程の編成権・評価権は、各学校にゆだねられています。よって、以下のことを強く要請します。

記

1. 本市として、大阪府チャレンジテストに参加しないこと。

1. 大阪府教育庁に対し、大阪府チャレンジテストの廃止・撤回を求めること。



以上